



鳥取県公報

平成17年11月25日(金)
号外第191号

毎週火・金曜日発行

目 次

公安規則 交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則
 (11) (地域課) 1

公安委員会規則

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年11月25日

鳥取県公安委員会委員長 倉 都 祥 行

鳥取県公安委員会規則第11号

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則（昭和38年鳥取県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後				改正前			
別表第1（第2条関係） 交番及び駐在所の名称、位置及び所管区表				別表第1（第2条関係） 交番及び駐在所の名称、位置及び所管区表			
警察署	名称	位置	所管区	警察署	名称	位置	所管区
略				略			
鳥取県	略			鳥取県	略		
境港警察署	小篠津駐在所	境港市小篠津町	境港市のうち新屋町、小篠津町の一部（通称内官舎の区域を除く。）、佐斐神町、幸神町、麦垣町、財ノ木町、三軒	境港警察署	小篠津駐在所	境港市小篠津町	境港市のうち新屋町、小篠津町の一部（通称内官舎の区域を除く。）、佐斐神町、幸神町、麦垣町、財ノ木町、三軒

		屋町、夕日ヶ丘 一丁目、夕日ヶ 丘二丁目及び中 海干拓地			屋町及び中海干 拓地
	略			略	
略				略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。